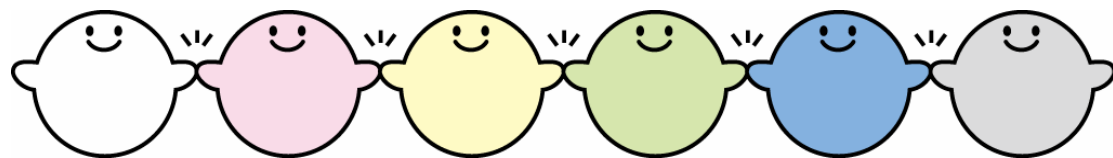


手形に代わる支払手段…

電子記録債権「でんさい」は

浜松信用金庫でご利用いただけます

浜松信用金庫はでんさいネット参加金融機関として、
平成24年5月よりサービスの提供を開始する予定です。



I. 電子記録債権とでんさいネット

1. 電子記録債権とは？

- ◇ 平成20年12月に施行された「電子記録債権法」により創設されたITを活用した新しい支払い手段です。
- ◇ 手形や売掛債権の問題点を克服し、中小事業者の資金調達の円滑化を図ることが期待されています。
- ◇ インターネット（PC）等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、支払いに利用することができます。

2. でんさいネット／でんさいとは？

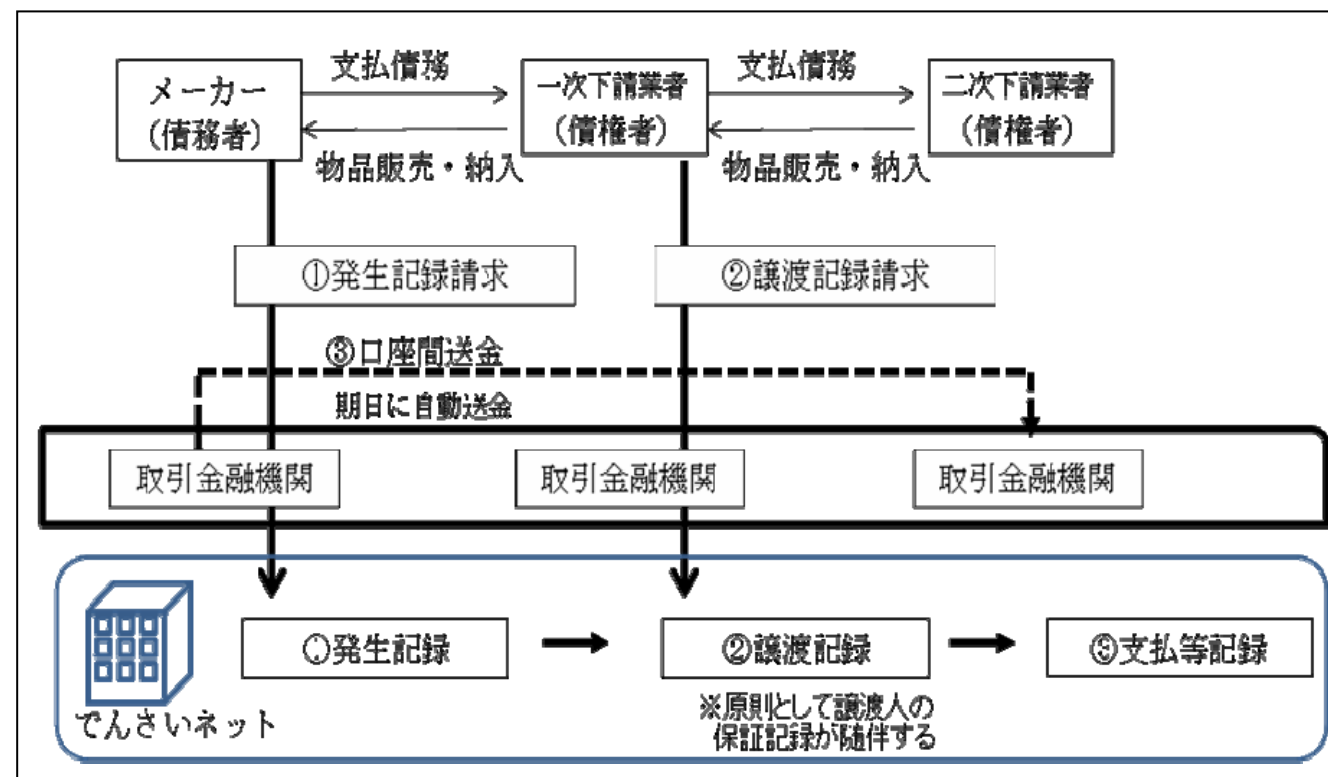
- ◇ 全国銀行協会が設立した電子債権記録機関が、株式会社全銀電子債権ネットワークです。信用金庫をはじめ全国の金融機関が参加します。
- ◇ 同社の通称を「でんさいネット」と呼び、同社による電子記録債権を「でんさい」と言います。
- ◇ サービスの開始は、平成24年5月を予定しています。



II. 利用方法

- インターネットに接続環境のあるPC等を用いて、でんさいネット参加金融機関を通じて、でんさいネットに対して、「でんさい」の発生（下図①：手形という振出に相当）や譲渡（下図②：手形という裏書譲渡に相当）などの記録請求を行うことで、支払いにご利用いただけます。
- 利用のお申込みの際には、支払いや受取り用に決済口座を指定いただきますが、支払期日になると、指定口座間で自動的に送金（下図③）が行われます。

【図：メーカーが一次下請業者に「でんさい」で支払いを行い、当該下請業者が期日前に二次下請業者に当該「でんさい」を譲渡したケース】

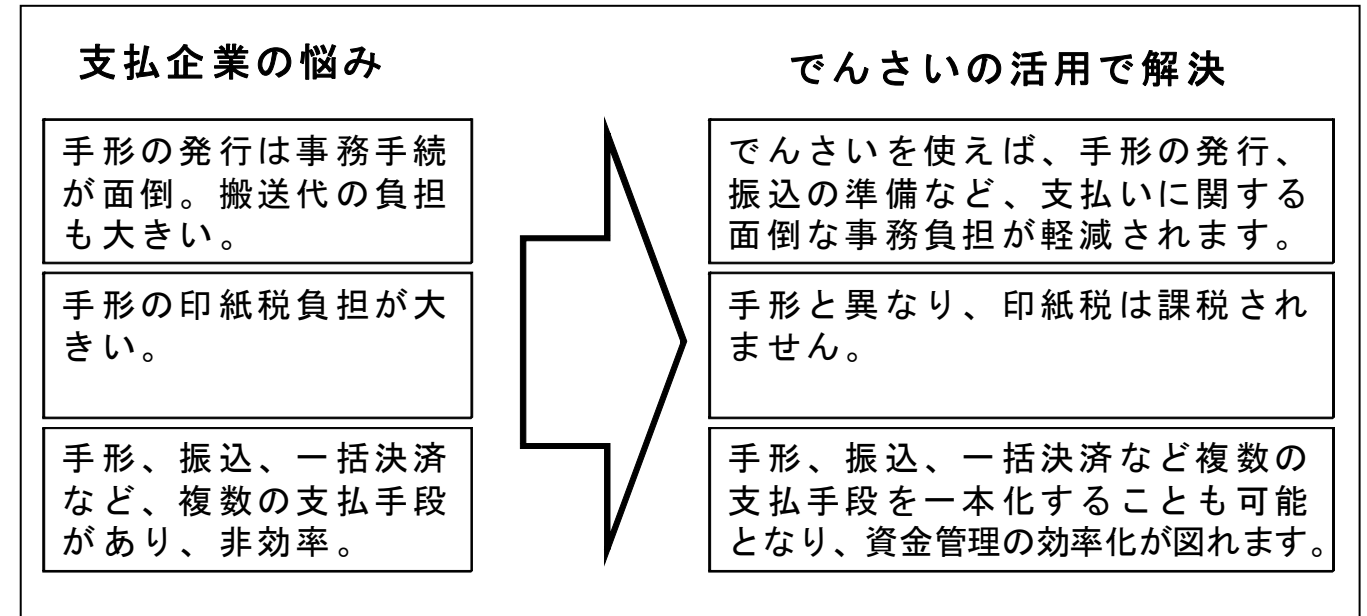


※受取った「でんさい」を参加金融機関に譲渡することにより、支払期日前に資金化することもできます（「でんさい」の割引）。

III. 「でんさい」をご利用いただくメリット

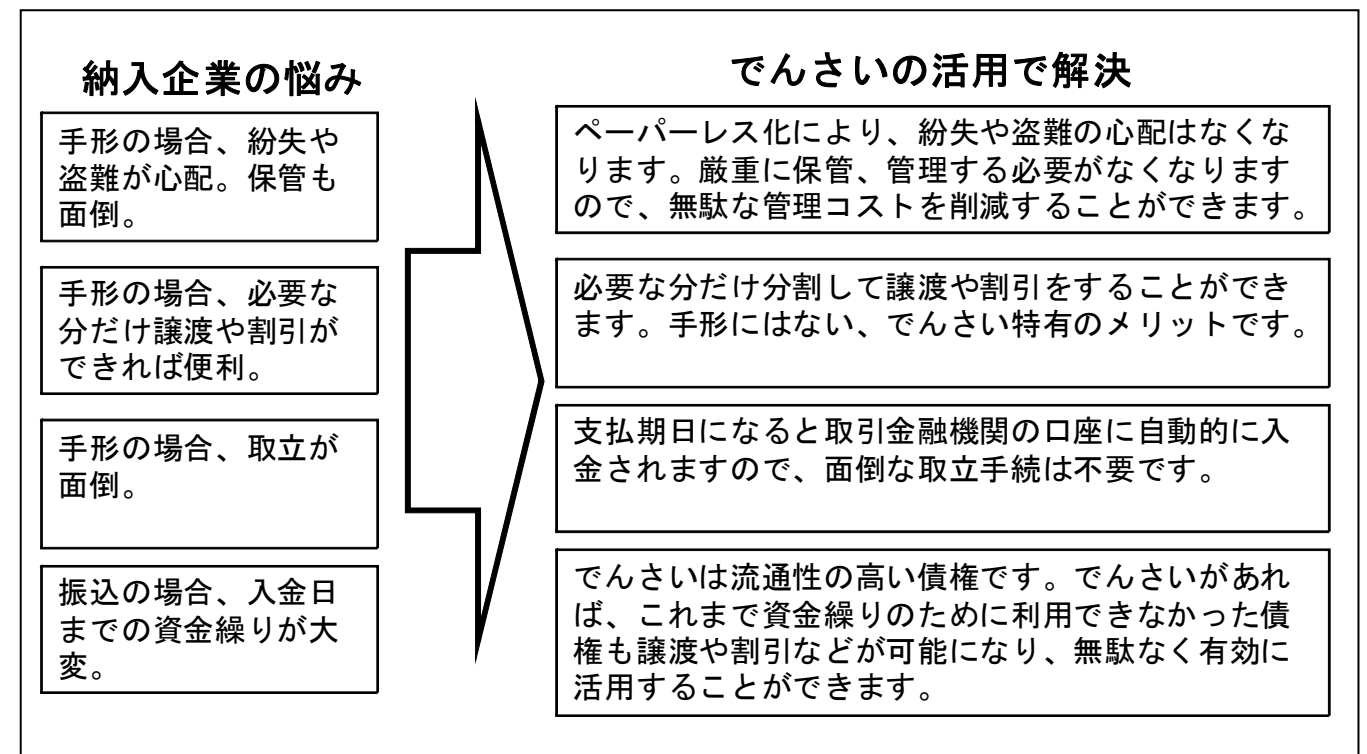
1. 支払う（債務者になる）場合のメリット

支払事務の軽減、搬送コスト削減等が期待できます。
また、印紙税は課税されません。



2. 受取る（債権者になる）場合のメリット

紛失・盗難のリスクがありません。
また、必要な金額だけ分割・譲渡できるほか、取立手続きが不要です。



（注）本資料はでんさいネットに対する理解を深めて頂くものです。

でんさいネットに関する申込方法・手数料等は現在検討・調整中です。詳細が決定次第ご案内させていただきます。